

子ども・子育て関連3法に基づく新制度について

平成24年8月成立

◆3法の趣旨 (子ども・子育て支援法、認定こども園の一部を改正する法律、関係整備法)

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 (「施設型給付」) 及び小規模保育等への給付 (「地域型保育給付」) の創設

\* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

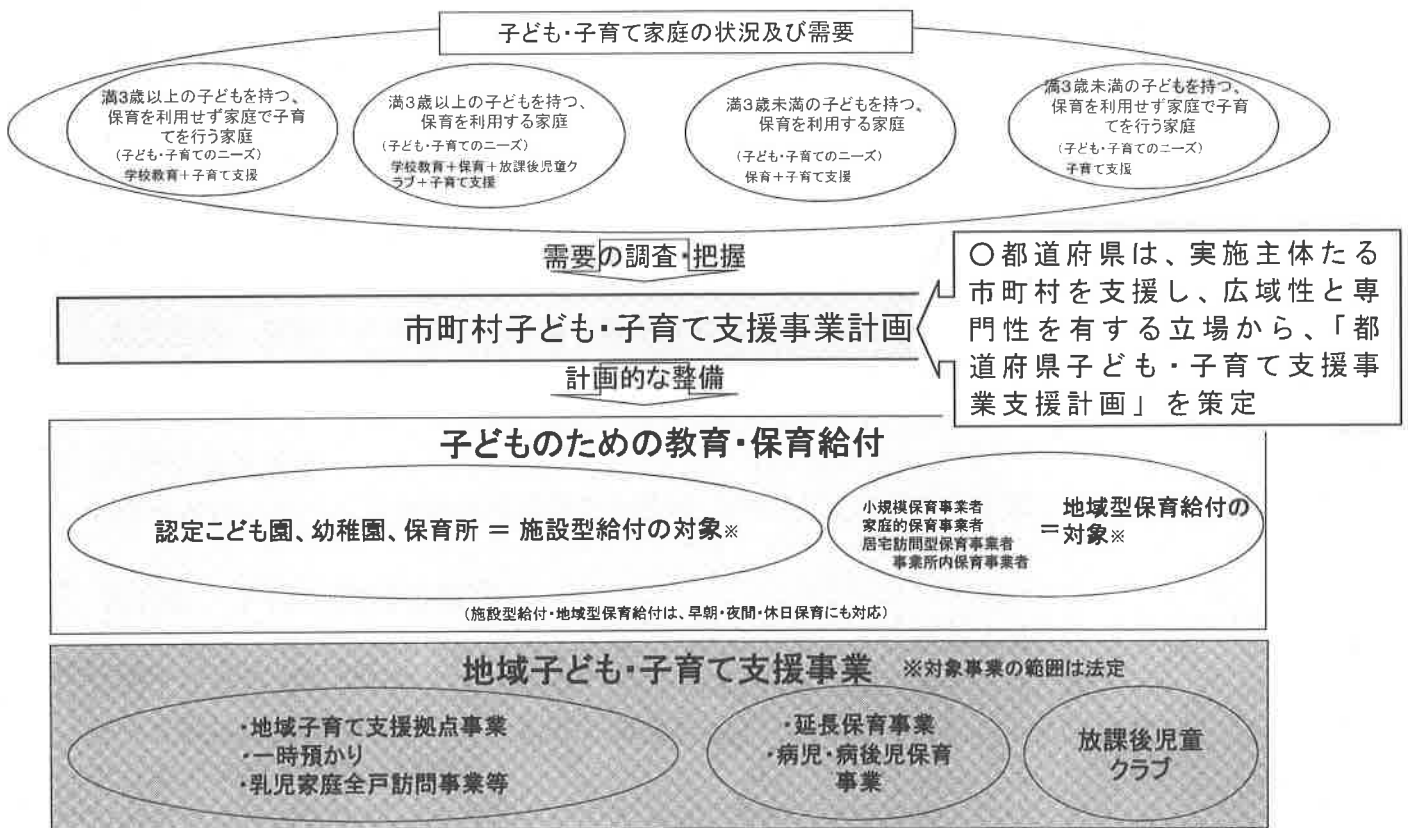
○認定こども園制度の改善 (幼保連携型認定こども園の改善等)

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ (株式会社等の参入は不可)
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援 (利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」) の充実



子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



○都道府県は、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

## 子ども・子育て会議の設置

### □国からの要請

- ・ 都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議するため、平成25年度のできるだけ早い時期に都道府県の子ども・子育て会議を設置すること。
- ・ 構成員は、少なくとも、**教育、保育、子育て支援**を3本柱を中心とするバランスを考慮し、かつ、**子育て当事者**の参画に配慮すること。
- ・ 子ども・子育て会議は都道府県の条例に位置づけること

### □本県の対応案

富山県子育て支援・少子化対策県民会議を子ども・子育て支援法に規定する県の子ども・子育て会議に位置づける。

#### <理由>

- ・ 県民会議には、子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て会議が持つ権限が備わっていること。
- ・ 構成員として、教育・保育・子育て支援の3本柱が含まれており、かつ、子育て当事者の参画も得ていること。
- ・ 子育て支援・少子化対策条例に設置根拠があること。

### □富山県子育て支援・少子化対策県民会議

【根拠】 富山県子育て支援・少子化対策条例

【目的】 子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項についての調査審議

【構成】 **教育**(大学教授、私立幼稚園経営者等)、**保育**(保育所経営者、社会福祉協議会)、**子育て支援**(児童クラブ、母親クラブ、産婦人科医、小児科医等)、**子育て当事者**(公募委員)、**その他**(国、経済団体、労働団体等)計24名

#### 【権能】

- ・ 子育て支援・少子化対策の基本計画に関する意見聴取
- ・ 子育て支援・少子化対策の推進に関する重要事項の調査審議、意見具申

※ 次世代育成支援推進法に規定する地域協議会（計画で位置付け）

## 子ども・子育て支援事業支援計画の策定

### □国からの要請

〔計画期間〕 平成27年度～平成31年度（5年間）  
※平成26年度の前半までに計画内容を確定

### 〔内 容〕

#### ①教育・保育提供区域の設定

（市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、広域利用の実態を踏まえた区域を設定）

#### ②学校教育・保育の需要量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

（区域ごとに、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込みを定める）

#### ③学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

（質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策）

#### ④教育・保育及び地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

（幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保・研修等）

#### ⑤子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施

（児童虐待の防止策や社会的養護体制の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進 等）

### □本県の対応案

- ・ 県の子ども・子育て支援事業支援計画については、「とやまっ子みらいプラン（改定）」と一体化して策定。
- ・ 「とやまっ子みらいプラン」に「子ども・子育て支援事業支援計画」に求められる①区域設定、②幼児教育・保育に係る需給量の見込み等を追加。
- ・ 策定（改定）作業を半年前倒しし、平成26年9月末日には、教育・保育の需給計画等を含めた内容を確定。（その後、施設認可・確認等事務、パブコメ等を実施）
- ・ 子育て支援・少子化対策県民会議に基本計画策定部会を設置して、具体的な計画案について検討。

### □現 状 「みんなで育てる とやまっ子 みらいプラン」

〔性 格〕 ・ 子育て支援・少子化対策条例に基づく子育て支援・少子化対策の基本計画  
・ 次世代育成支援推進法に基づく都道府県計画

〔計画期間〕 平成22年4月～平成27年3月（5年間）

〔内 容〕 とやまっ子みらいプランの第4章「子育て支援・少子化対策の具体的な展開」の中で規定

（ 子ども子育て支援事業支援計画に求められる内容のうち、③～⑤については、既に現行みらいプランに盛り込まれている ）

#### ○5つの基本方針

- I 家庭・地域における子育て支援
- II 仕事と子育ての両立支援
- III 子どもの健やかな成長の支援
- IV 経済的負担の軽減
- V 子育て支援の気運の醸成

## 今後のスケジュール(案)

- (H25.9月9日 平成25年度 第1回県民会議 )
- H25.12～1月 平成25年度 第2回県民会議
- ・ 基本計画策定部会の設置
- H26. 2月 第1回策定部会
- ・ 基本計画の構成案についての検討
- H26. 5月 第2回策定部会
- ・ 基本計画の骨子案についての検討
- H26. 8月 第3回策定部会
- ・ 基本計画の中間報告案についての検討
- H26. 9月 平成26年度 第1回県民会議
- ・ 基本計画についての中間報告
- ⇒ 基本計画案の内容確定(教育・保育の需給計画等の確定)  
(以降、施設認可・確認事務等の事前準備)  
<パブリックコメント>
- H27. 1月 第4回策定部会
- ・ 基本計画の最終報告案についての検討
- H27. 3月 平成26年度 第2回県民会議
- ・ 基本計画についての最終報告
- ⇒ 基本計画策定